いわゆる「販売預託商法」に関する
消費者問題についての調査報告

令和元年８月

消費者委員会

目次

はじめに 2

第１　いわゆる「販売預託商法」に係る法制度・法執行の在り方についての検討..... 3
　１　いわゆる「販売預託商法」の概要 3
　（１）預託取引とは 3
　（２）実態調査 7
　２　消費者被害の実態 8
　（１）ジャパンライフ事件..... 8
　（２）過去の類似事案..... 17
　（３）特殊詐欺と「販売預託商法」の被害金額の比較..... 17
　３　問題点 21
　（１）被害実態 21
　（２）現行の預託法の限界..... 22
　（３）他の方法による対処の困難性..... 22
　４　必要な対策 26

第２　悪質な「販売預託商法」事犯に対する執行強化 27
　１　現状等 27
　２　必要な対策 27

第３　消費者への情報提供及び消費者教育 28
　１　現状等 28
　２　必要な対策 28

関係法令

はじめに

我が国では、物品・権利（以下「物品等」という。）を販売すると同時に、当該物品等を預かり、自ら運用する、又は第三者（ユーザー）に貸し出す等の事業を行うなどして、配当等により消費者に利益を還元したり、契約期間の満了時に物品等を一定の価格での買い取る取引が行われているが、こうしたいわゆる「販売預託商法」を悪用し、多数の消費者に深刻な被害をもたらす事案が繰り返し発生している。

こうした悪質な「販売預託商法」が横行する状態が今後も続き、同種の被害が発生する懸念もあり、悪質な「販売預託商法」から消費者を適切に保護する仕組みの検討と、より一層の取組が必要である。

また、我が国では、2040 年頃に向けて高齢者人口が増加し、高齢化率も約 40%まで高まることが予測されている[1]。そして、多くの人々が日常生活に対する悩みや不安を抱えていること[2]、一般的に、人は年をとるにつれて判断能力が低下し、特に高齢になると認知症等のリスクも高まること、独居の高齢者数も増加し続ける見込みであることなどからも、高齢者は、今後益々消費者被害に遭いやすい環境に置かれることになる。そのため、「販売預託商法」による消費者被害への対応は、高齢者の保護、ひいては我が国の社会全体の安心・安全にも直結する課題である。

以下では、「販売預託商法」に関する消費者問題について調査し、必要な対策について検討する。

---

[1] 内閣府「令和元年版高齢社会白書」４頁（https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2019/zenbun/pdf/1s1s_01.pdf）

[2] 内閣府「平成 30 年度「国民生活に関する世論調査」の概要」12～13 頁（https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-life/gairyaku.pdf）

第１　いわゆる「販売預託商法」に係る法制度・法執行の在り方についての検討

１　いわゆる「販売預託商法」の概要

（１）預託取引とは

ア　預託法に規定する預託等取引契約のスキーム

（ア）法律の規定

特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和61年法律第62号。以下「預託法」という。）において、「預託等取引契約」とは、次に掲げる契約と定義されている（預託法第２条第１項。以下「預託取引」という)。

一　当事者の一方が相手方に対して、内閣府令で定める期間以上の期間にわたり政令で定める物品（以下「特定商品」という。）の預託（預託を受けた特定商品の返還に代えて金銭その他これに代替する物品を給付する場合を含む。）を受けること（信託の引受けに該当するものを除く。)及び当該預託に関し財産上の利益を供与することを約し、又は特定商品の預託を受けること（信託の引受けに該当するものを除く。)及び当該内閣府令で定める期間以上の期間の経過後一定の価格（一定の方法により定められる価格を含む。）により当該特定商品を買い取ることを約し、相手方がこれに応じて当該特定商品を預託することを約する契約

二　当事者の一方が相手方に対して、施設の利用に関する権利であって政令で定めるもの（以下「施設利用権」という。）を前号の内閣府令で定める期間以上の期間管理すること（信託によるものを除き、当該期間の経過後当該施設利用権に代えて金銭その他これに代替する物品を給付する場合を含む。)及び当該管理に関し財産上の利益を供与することを約し、又は施設利用権を管理すること（信託によるものを除く。)及び当該内閣府令で定める期間以上の期間の経過後一定の価格（一定の方法により定められる価格を含む。）により当該施設利用権を買い取ることを約し、相手方がこれに応じて当該施設利用権を管理させることを約する契約

なお、上記の内閣府令で定める期間については、３か月と規定されている（特定商品等預託等取引契約に関する法律施行規則第２条)。

また、上記の政令で定める物品（特定商品)、施設利用権とは、表１

に掲げる物品又は施設利用権をいう（特定商品等預託等取引契約に関する法律施行令第１条）。

表１　政令で定める物品（特定商品）又は施設利用権

対象となる物品	・貴石、半貴石、真珠、貴金属（金、銀、白金など）、それらを用いた装飾用調度品、身辺細貨品 ・盆栽、鉢植えの草花その他の観賞用植物 ・哺乳類、鳥類（人が飼育するもの） ・自動販売機及び自動サービス機 ・動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）で人が摂取するもの（医薬品を除く。） ・家庭用治療機器
対象となる施設利用権	・ゴルフ場利用権 ・ヨット、モーターボート、ボートの係留施設の利用権 ・語学習得のための施設の利用権

（注）消費者庁公表資料「特定商品等の預託等取引契約に関する法律（預託法）概要」[3]より当委員会作成。

預託法では、預託取引に係る規制として、表２の内容の規定が置かれている。

表２　預託法の規定内容

行政規制 （違反した場合は、業務停止命令又は罰則（第５条を除く。））	・書面交付義務（契約締結前、契約締結時）（第３条） ・不実告知、故意の事実不告知の禁止（第４条） ・威迫困惑行為、債務の不履行・不当遅延等の禁止（第５条） ・業務、財産状況に関する書類の備え置き、閲覧（第６条）
民事ルール	・クーリング・オフ（第８条） ・中途解約権、中途解約時の損害賠償の制限（第９条）
行政権限	・報告の要求（第 10 条） ・立入検査（第 10 条）

預託法の規制に違反した場合には、表３の罰則が科せられることとされている（預託法第 14～16 条）[4]。

[3] https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/contract_for_deposit/pdf/schematic.pdf

[4] 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がこれらの違反行為をしたときは、その法人又は人に対しても罰則が科せられる（両罰規定、預託法第 17 条）。

表３　預託法の罰則

第４条違反、第７条第１項違反	２年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
第３条違反	50 万円以下の罰金
第６条違反、第 10 条第１項違反	30 万円以下の罰金

（イ）預託法における預託取引のスキーム

図４　預託法における預託取引のスキーム

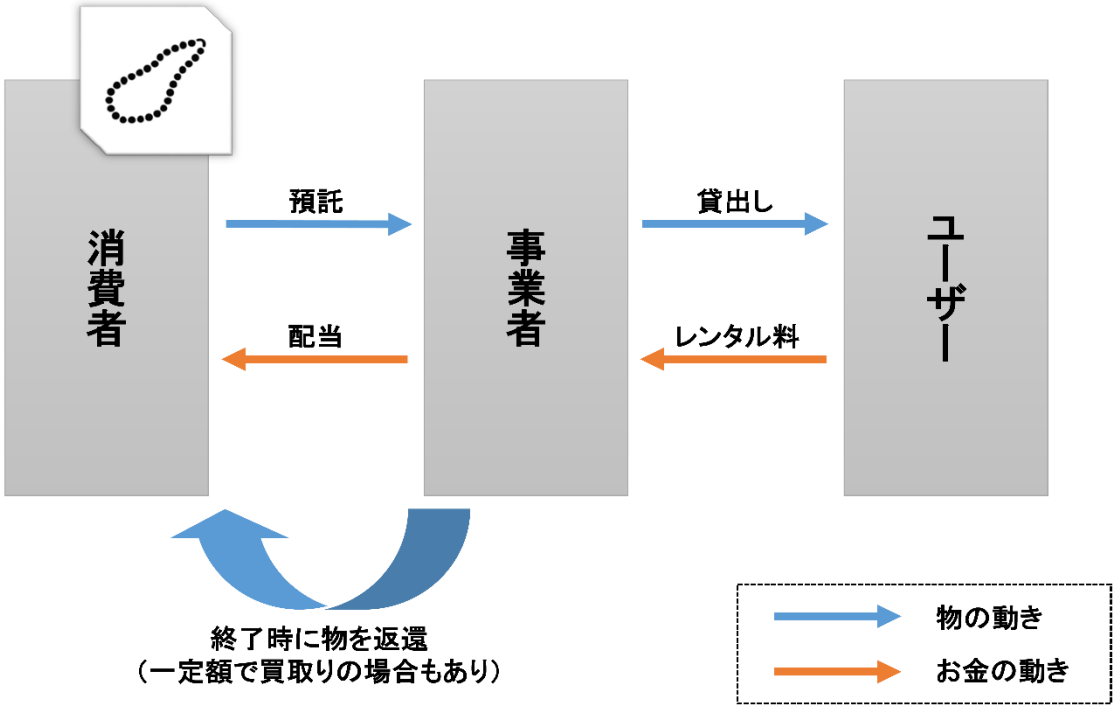

現行の預託法における預託取引のスキームは、消費者が所有する物品等を事業者が預かり、当該物品等を自ら運用する、又は第三者（ユーザー）に貸し出す等の事業を行い、その収益を原資として、消費者に財産上の利益を供与したり、一定期間の満了時に当該物品等を一定の価格で買い取ることを約するというものである（図４）。

具体例として、消費者が普段使用していないドレスや宝石（当該消費者所有の物品）を事業者が預かり、レンタルを希望する顧客に貸し出す事業を行い、顧客にレンタルされた回数等をもとに消費者に対して一定の配当を支払う（契約期間の満了時に当該ドレスや宝石は消費者に返還する）といった取引が挙げられる。

イ　被害事案のスキーム

図５　被害事案のスキーム

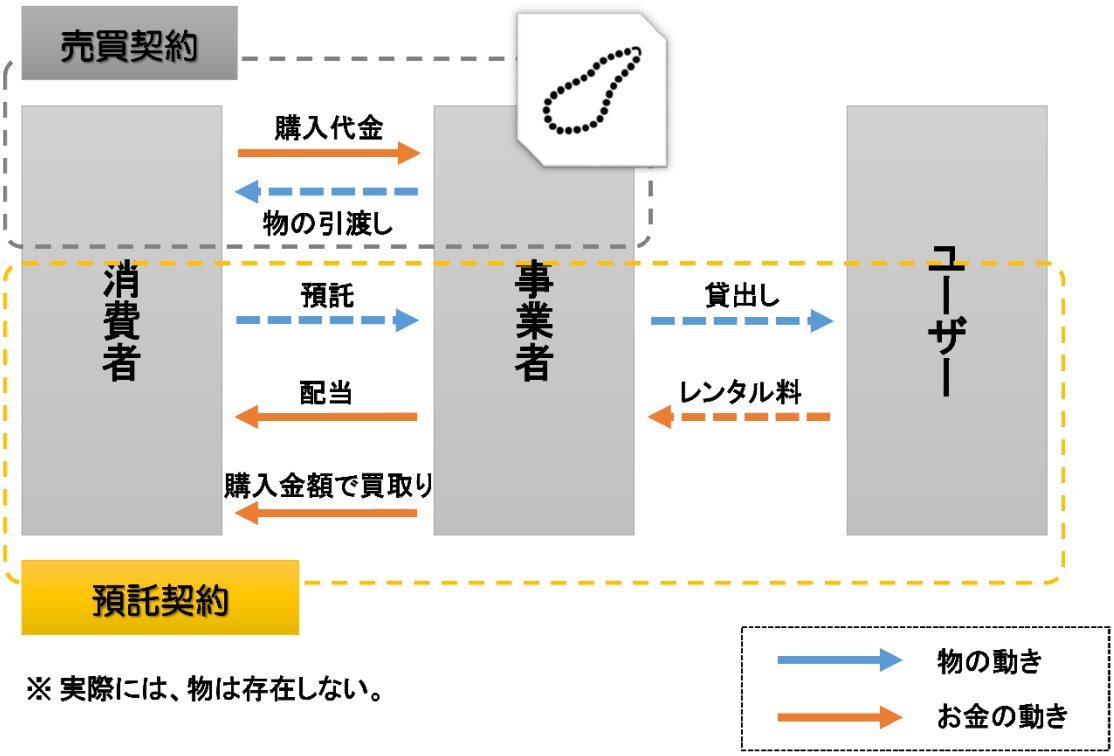

悪質な「販売預託商法」による被害事案のスキームでは、物品等の預託契約に先立って、事業者と消費者の間で当該物品等の売買契約が結ばれ、消費者から事業者に多額の購入代金が支払われる点に特徴がある（図５）。

すなわち、消費者は、もともと自分が持っていた物品等を預けるのではなく、まず事業者から物品等を購入し、購入代金を支払い、それと同時に、事業者に当該物品等を預ける預託契約を締結する（消費者は物品等の現物を見ることはない）。その際、事業者から、当該物品等を運用する事業を行い、その収益を原資として、消費者に財産上の利益を供与したり、一定期間の満了時に一定の価格で物品等を買い取るなどと説明されるが、実際には物品等は存在せず（又は契約上存在するはずの数量よりも少なく）、当該物品等を運用する事業も行われていないことが大半である。

こうした事案では、当初より、消費者に対する配当は、別の消費者か

ら支払われた購入代金を原資として支払われるポンジ・スキーム[5]がとられるが、やがて支払が滞り、最終的には事業者が破綻している。

（２）実態調査

ア　預託取引を行う事業者の状況

当委員会では、預託取引を行っている事業者の数を把握するため、民間の信用調査会社に依頼して実態調査を実施した。

同社のデータベースでは、「預託取引」という括りでの分類はなされていないとのことであったため、まず、平成30年７月末時点で同社のデータベースに登録されている事業者のうち５年以内に売上又は利益があることが判明している事業者約151万社を対象に、キーワード検索による絞込みを実施し、さらに、信用調査会社の独自調査により抽出した事業者を加えた3553社を抽出した。検索に使用したキーワードには、「預託」、「オーナー契約」、「オーナー制度」、「レンタルオーナー」、「ファンド型投資商品」等がある。

また、入手したデータをもとに更なる絞込みを行うため、当委員会において、営業種目と概況をもとに事業者の分析・抽出を行い、その上で、明らかに預託取引とは関係のない事業を行っていると判断される事業者を除外した。

その結果、預託取引を行っている可能性があると考えられる事業者の数は、推計で820社であった[6]。但し、これらの事業者の中には、物品等を消費者等から借り受けていない事業者、物品等を預託した消費者等に対し、財産上の利益の供与を行っていない事業者、物品等を預託した消費者等に対し、当該物品等の一定価格での買取りを行っていない事業者も含まれる可能性もある。

イ　販売預託事業者数の推計

預託取引を行っている可能性のある上記820社の事業者が、物品等の販売とセットで預託取引を行っているか否かについては、当委員会が入手したデータをもとに判断することは困難であった。

---

[5] 出資金の運用による利益配当を謳って出資者から資金を集めるが、実際には運用は行われず、その後に続く出資者から集めた資金によって配当を行うなどの自転車操業の資金操作を繰り返す詐欺の形態をいう。

[6] 当委員会にて入手できた資料をもとに試算したものであり、これらの事業者以外にも預託取引を行っている事業者が存在する可能性もある。

２　消費者被害の実態

（１）ジャパンライフ事件

ジャパンライフ株式会社（以下「ジャパンライフ社」という。）は、「レンタルオーナー制度」と称し、訪問販売や連鎖販売取引に預託取引を組み合わせた取引形態により、１個 100 万円～600 万円という高額の家庭用永久磁石磁気治療器（以下「商品」という。）を顧客に販売し、商品を顧客の手元に置かずに同社が預かり第三者にレンタルすることで、第三者から得られるレンタル料から年６％程度の配当が供与されるなどと顧客を勧誘し、預託取引を締結していた。

しかし、実際には、商品の数が契約上存在するはずの数量に対して著しく不足しており、商品を第三者にレンタルする事業の実態もなく、顧客から支払われた商品購入代金を原資として、他の顧客への配当が支払われる自転車操業に陥っていた。多数の顧客との間でこうした「販売預託商法」を利用した事業を行っていたジャパンライフ社は、平成 29 年 12 月下旬に経営破綻し、平成 30 年２月９日には、被害弁護団によって破産手続開始申立てが行われた。その結果、契約を締結していた顧客は、ジャパンライフ社に拠出した金銭や預託していたはずの商品の返還が受けられないという事態に陥っている。

ジャパンライフ社の事業内容や経営破綻に至る経緯等は、以下のとおりである。

ア　ジャパンライフ社の事業内容等（平成 30 年７月 31 日時点）

社名	ジャパンライフ株式会社
設立	昭和 50 年３月 28 日
本社	東京都千代田区西神田
事業所等	37 都道府県に 80 か所
役員	代表取締役１名、取締役２名、監査役１名
従業員数	614 名
資本金	４億 7640 万円
売上高	235 億 725 万円（平成 29 年３月期）
主な事業内容	家庭用永久磁石磁気治療器・健康寝具、化粧品・栄養補助食品・清涼飲料の製造・販売

（注）株式会社東京商エリサーチ提供資料より当委員会作成。

イ　消費者庁による行政処分

消費者庁は、平成 28 年 12 月から平成 29 年 12 月にかけて、ジャパンライフ社に対し、預託法、及び特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）に基づき、計４回にわたる行政処分を行っている。その経過、内容等は、以下のとおりである。

	処分年月日	概要
1	平成 28 年 12 月 16 日	【預託法に基づく行政処分】 ① 業務停止命令３か月（預託等取引契約に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）） ② 措置命令（預託法第３条の書面の交付義務違反、及び同法第６条の書類の備置き義務違反に係る発生原因の検証及び検証結果の報告等） 【特定商取引法（訪問販売、連鎖販売取引）に基づく行政処分】 ① 業務停止命令３か月（訪問販売に関する業務の一部及び連鎖販売取引に関する取引の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）） ② 指示（訪問販売及び連鎖販売取引における勧誘目的等の明示義務違反に係る発生原因の検証及び検証結果の報告等）
2	平成 29 年３月 16 日	【預託法に基づく行政処分】 ① 業務停止命令９か月（預託等取引契約に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）） ② 措置命令（預託法第３条第１項第２号に規定する書面の交付義務違反に係る発生原因の検証及び検証結果の報告等） 【特定商取引法（訪問販売、連鎖販売取引）に基づく行政処分】 ① 業務停止命令９か月（訪問販売に関する業務の一部及び連鎖販売取引に関する取引の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）） ② 指示（訪問販売及び連鎖販売取引における重要事項の事実不告知に係る発生原因の検証及び検証結果の報告等）

3	平成 29 年 11 月 17 日	【特定商取引法（業務提供誘引販売取引）に基づく行政処分】 ① 業務停止命令 12 か月（業務提供誘引販売取引に係る取引の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）） ② 指示（業務提供誘引販売取引の勧誘目的等の明示義務に違反する行為等に係る発生原因の検証及び検証結果の報告等）
4	平成 29 年 12 月 15 日	【預託法に基づく行政処分】 ① 業務停止命令 12 か月（預託等取引契約に関する業務の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）） ② 措置命令（平成 29 年度及び平成 30 年度における計算書類及び附属明細書の作成、監査法人等による監査を受けること及びその結果の報告等） 【特定商取引法（連鎖販売取引）に基づく行政処分】 ① 業務停止命令 12 か月（連鎖販売取引に係る取引の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）停止） ② 指示（連鎖販売取引の勧誘目的等の明示義務に違反する行為等に係る発生原因の検証及び検証結果の報告等）

（注）消費者庁公表資料「預託法及び特定商取引法違反の事業者に対する業務停止命令、取引停止命令等について」（平成 28 年 12 月 16 日付[7]、平成 29 年３月 16 日付[8]）、「特定商取引法違反の業務提供誘引販売業者に対する取引停止命令（12 か月）及び指示について」（平成 29 年 11 月 17 日付）[9]、「特定商取引法及び預託法違反の事業者に対する取引停止命令、業務停止命令等について」（平成 29 年 12 月 15 日付）[10]より当委員会作成。

ウ　破産手続開始決定までの流れ

ジャパンライフ社の破産手続開始決定までの経緯の概要は、以下のとおりである。

[7] https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/release/2016/pdf/161216kouhyou_1.pdf
[8] https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/release/2016/pdf/170316kouhyou_1.pdf
[9] https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/release/2017/pdf/release_171117_0001.pdf
[10] https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/release/2017/pdf/release_171215_0001.pdf

年月日	概要
昭和 50 年３月 28 日	ジャパンライフ社設立
昭和 55 年	家庭用磁気治療器の発売を開始
昭和 60 年	米国へ商品輸出を開始
平成 12 年頃	「販売預託商法」を開始
平成 20 年	本社ビルを購入
平成 23 年	サービスステーション 61 店舗開設
平成 28 年 12 月 16 日	消費者庁による行政処分（１回目）
平成 29 年３月 16 日	消費者庁による行政処分（２回目）
平成 29 年 11 月 17 日	消費者庁による行政処分（３回目）
平成 29 年 12 月 12 日	本社ビルを売却
平成 29 年 12 月 15 日	消費者庁による行政処分（４回目）
平成 29 年 12 月 15 日	代表取締役社長が辞任
平成 29 年 12 月 20 日	被害対策弁護団が愛知県警察に告発状を提出
平成 29 年 12 月 25 日	従業員一斉退職
平成 29 年 12 月 26 日	銀行取引停止処分
平成 30 年１月	顧客や代理店など関係者向けの説明会を開催
平成 30 年１月 20 日	全国ジャパンライフ被害弁護団連絡会立上げ
平成 30 年２月９日	被害弁護団が東京地方裁判所に破産手続開始申立て 東京地方裁判所が保全管理命令を発令
平成 30 年３月１日	東京地方裁判所が破産手続開始決定
平成 31 年２月	捜査当局が合同捜査本部を設置
平成 31 年４月 25 日	合同捜査本部がジャパンライフ社関係先の家宅捜索（強制捜査）を実施

（注）報道等より当委員会作成。

エ　PIO-NET[11]にみる相談の実態

平成 28 年１月から平成 30 年４月までに受け付け、令和元年６月末までに PIO-NET に登録されたジャパンライフ社に関する相談の件数は 2,031 件であり、平成 28 年 12 月から平成 30 年４月にかけて、図６のように相談件数が推移している。すなわち、同社が事実上倒産したとの報道がなされた平成 29 年 12 月末に相談件数が急激に増加している[12]。

[11] PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、独立行政法人国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

[12] 第 304 回消費者委員会本会議（令和元年８月１日開催）

また、契約当事者の年齢、契約購入金額別の内訳は、図７～８のとおりであり、契約当事者の年齢層をみると、60 歳代以上の契約当事者に関する相談(契約当事者の家族等からの相談を含む。)が大半を占めている。

図６　PIO-NET に登録された相談件数の推移（週別）

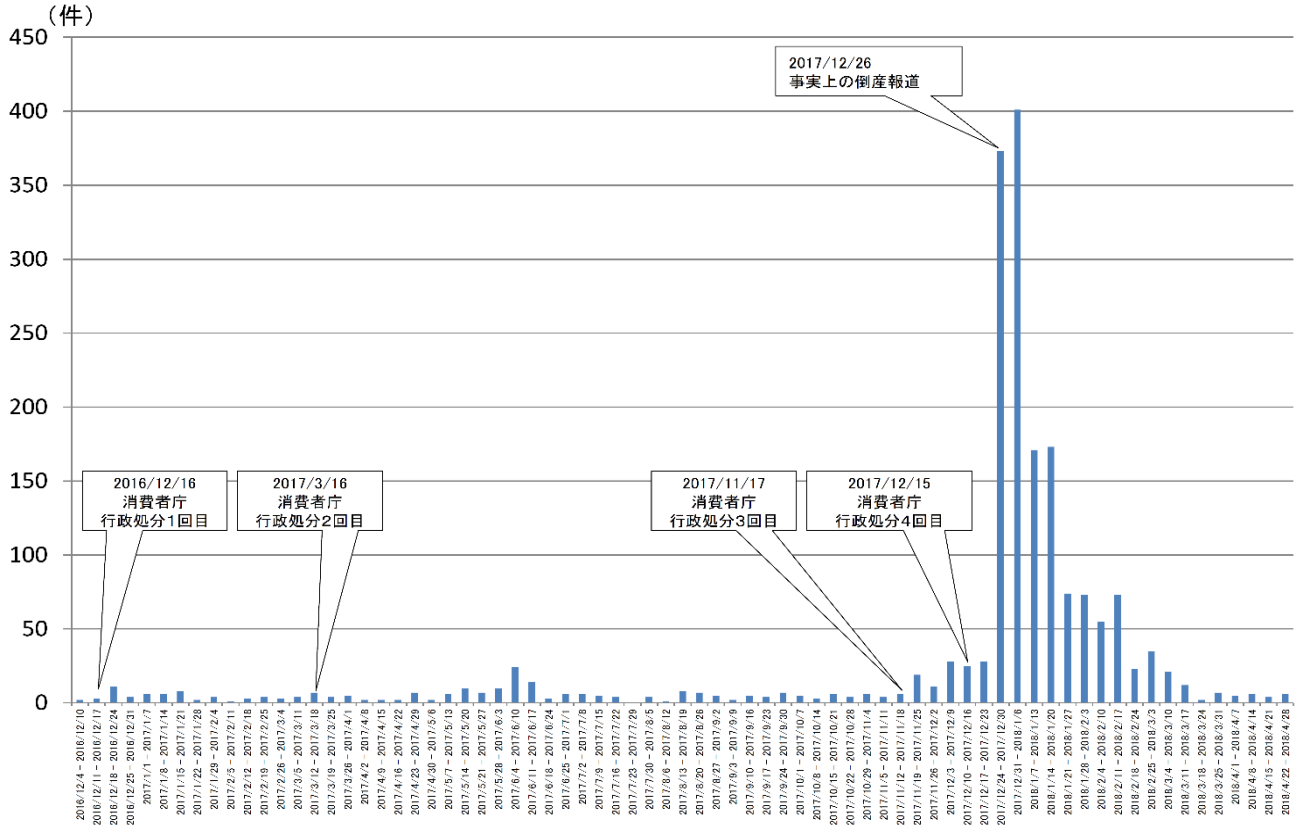

図７　契約当事者の年齢の件数と割合

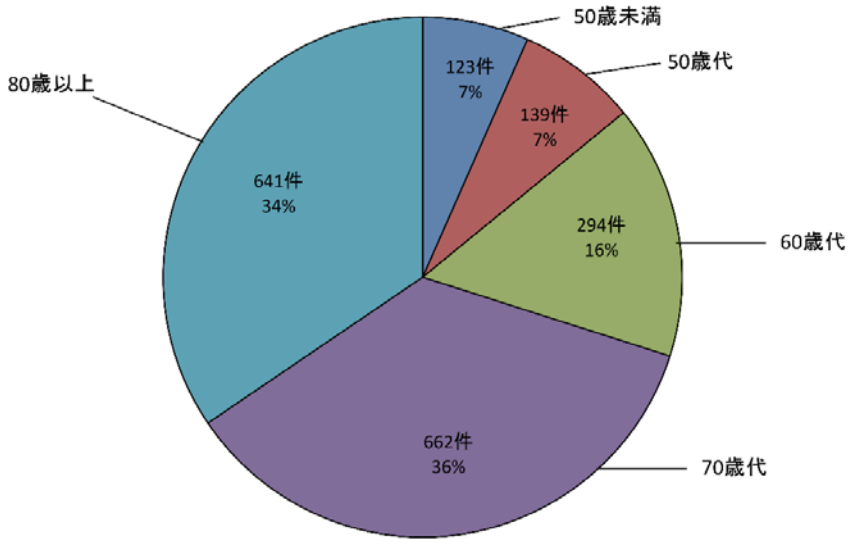

※小数点以下四捨五入、無回答を除く。

図８　契約購入金額の件数と割合

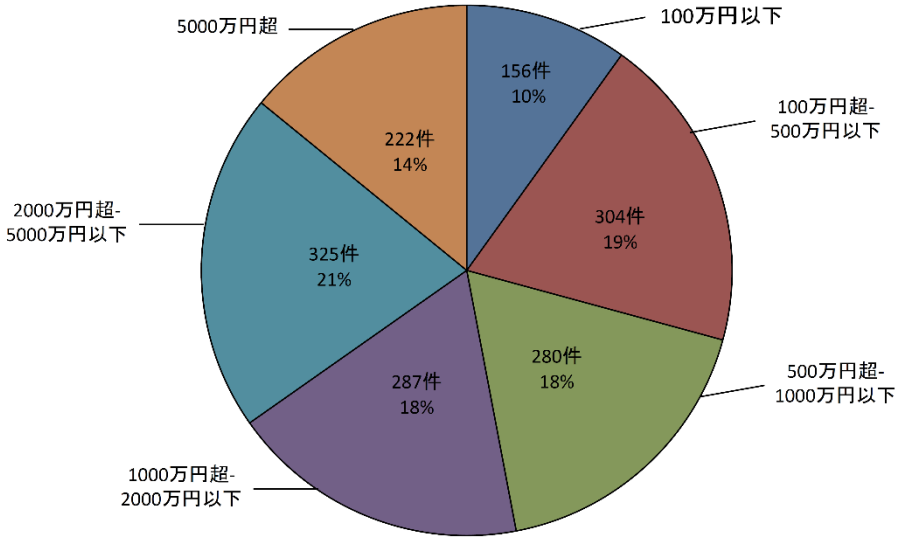

※小数点以下四捨五入、無回答を除く。

（注）図６～８は、いずれも独立行政法人国民生活センター「ジャパンライフに係る消費生活相談の傾向」[13]より抜粋。

オ　「ジャパンライフ専用ダイヤル」

平成 29 年 12 月末に、ジャパンライフ社に対して銀行取引停止処分がなされ、同社が事実上倒産したとの報道もあり、契約者やその家族からの相談が増加したことを受け、国民生活センターでは、平成 29 年 12 月 29 日から平成 30 年１月３日までの間、以下のとおり、特設電話相談を実施した[14]。

（ア）実施概要

・名　　称：ジャパンライフ専用ダイヤル
・実施期間：平成 29 年 12 月 29 日（金）～平成 30 年１月３日（木）の計６日間（受付時間は 10:00～16:00）
・受付場所：国民生活センター
・受付対象：ジャパンライフに関する消費生活相談（家族や周囲の方からの相談も受付）

[13] https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2019/304/doc/20190801_shiryou1.pdf
[14] 独立行政法人国民生活センター公表資料「「ジャパンライフ専用ダイヤル」の実施結果について」（http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20180206_1.pdf）

（イ）集計結果

a　相談件数

各日の相談件数、及び実施期間中の相談総数は、表９のとおりである。

表９　受付状況

月/日	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	計
件数	45	47	43	41	44	53	273

（注）独立行政法人国民生活センター公表資料「「ジャパンライフ専用ダイヤル」の実施結果について」より抜粋。

b　相談者・契約当事者の属性等

相談者の属性、契約当事者の年齢、契約購入金額別の内訳は、図10～13 のとおりであり、契約当事者が 60 歳代以上の高齢者である相談が、全体の約７割を占めている。

図 10　相談者属性の内訳

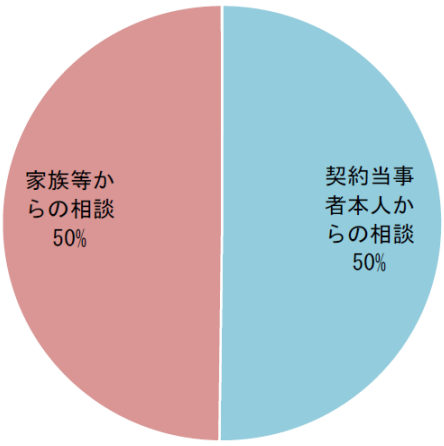

図 11　契約当事者の年代

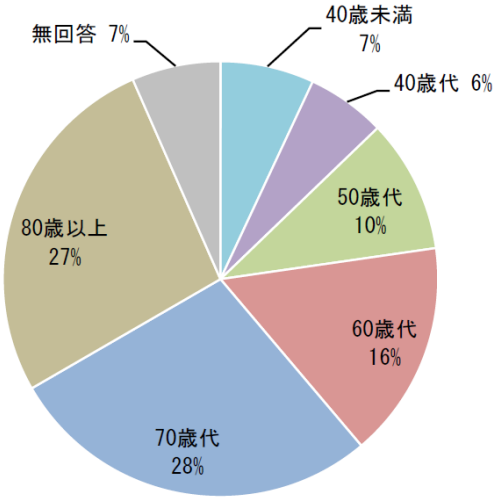

図 12　契約当事者男女別の年齢構成（年齢無回答を除く）

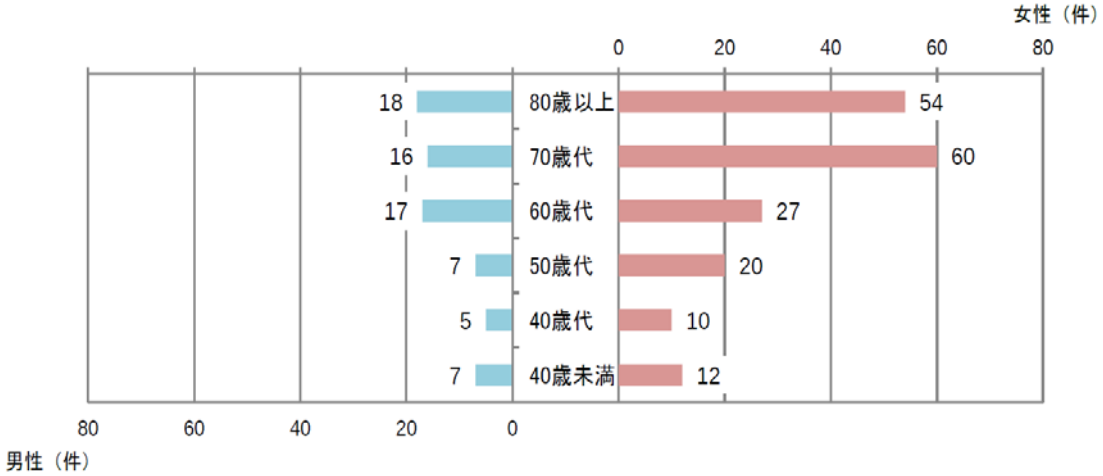

図 13　契約購入金額（無回答を除く 260 件を集計）

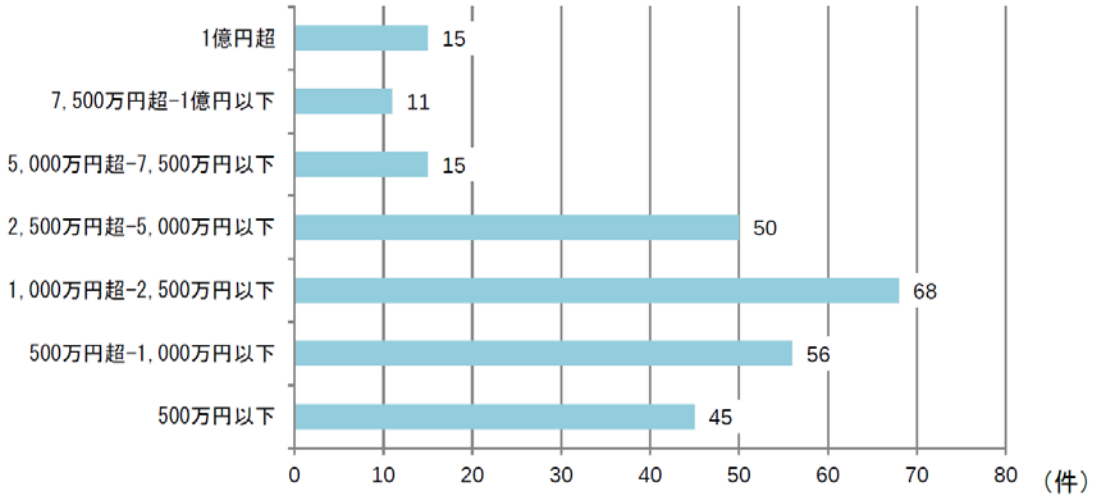

（注１）図 10～13 は、いずれも独立行政法人国民生活センター公表資料「「ジャパンライフ専用ダイヤル」の実施結果について」より抜粋。

（注２）小数点以下第１位を四捨五入した値であり、グラフの数値の合計が 100%にならない場合がある。

（ウ）主な相談事例

実施期間中に寄せられた代表的な相談事例は、以下のとおりである。

【事例１】磁気治療器のレンタルオーナー契約が複数あるが、事業者が事実上倒産したというニュースがあり、連絡が取れない。返金してほしいが、どうすればよいか。

６年前に腰を痛めた際に、友人に誘われて店舗に行き、磁気治療器を勧められた。自分で使うだけではなく、レンタルオーナーになれば高配当が得られると説明され、100 万円の契約を８本していた。事業者が行政処分を受けたと聞いたので、11 月に解除の申請を行い、同年 12 月 10 日までに返金される約束だった。しかし、その約束は果たされず、連絡も取れなくなったところに、事業者が事実上倒産したというニュースを聞いた。これから一人で生きていくための大切なお金であり、返金してほしい。これからどうなるのか。

（相談者・契約当事者：関東・甲信越　60 歳代　女性）

【事例２】家族の紹介で磁気治療器などのレンタルオーナー契約を締結している。事業者が倒産したといううわさが流れ心配だ。

祖母は約 10 年前からこの事業者といろいろな契約をしており、総額 8,000 万円を出資している。地元にある販売店を通しての契約である。配当金がよかったので、次々に家族を勧誘して、家族も大金を出資している。自分も５年前にレンタルオーナー契約を締結して 600 万円を出資した。商品は受け取っていない。配当金は月々0.5%であり、12 月７日までは配当があった。事業者の説明会に出席した際、事業者は「お金は返す」と言っていたが、元本が返金されなければ生活に困る。地元の弁護団の弁護士にも相談しているが、今後どうしたらよいか。

（相談者・契約当事者：東海・北陸　30 歳代　男性）

【事例３】母が 20 年以上にわたりレンタルオーナー契約をしていた事業者が破綻したようだ。今後どうしたらよいか。

90 歳を超える母は 20 年以上にわたり、磁気治療器の事業者の会員になり、磁気治療器のレンタルオーナー契約を結んでいた。現在までの契約金額は１億円以上になる。償還期日になっても再契約を繰り返しているので、手元に戻ってきた金銭はほとんどない。この 20 年間、週に数回食事会があったり、会員同士で出掛けたり、母にしては幸せだったと思う。母が自分のお金をどう使おうと本人がよいならそれでよいとは思いつつ、このような形では諦めることは困難だ。今も事業者を信じている母には到底このことは言えないが、家族として何かできることはあるか。

（相談者：東海・北陸　40 歳代　男性、契約当事者：東海・北陸　90 歳代　女性）

（注）いずれも独立行政法人国民生活センター公表資料「「ジャパンライフ専用ダイヤル」の実施結果について」より抜粋（当委員会にて一部字句修正）。

カ　被害弁護団からのヒアリング等

全国ジャパンライフ被害弁護団連絡会の報告[15]等によれば、ジャパンライフ事件における被害では、ジャパンライフ社の従業員が、被害者の老後の資産の不安等に付け込んで言葉巧みに勧誘するため、被害者本人が騙されていることに気付いていない場合があること、騙されていることに気付いても、周囲の目を気にするなど、自分が被害に遭ったことを言い出せない場合が少なくないこと、高齢の被害者が多く、また、資産を根こそぎ奪い取られているため、本人が被害回復のために動くことが難しいこと、特に独居の高齢者の場合には、本人の記憶力の低下や、目撃者がいないことなどから、被害に遭ったときの状況の再現が困難であることなどに特徴があるとのことであった。

（２）過去の類似事案

ジャパンライフ事件以外にも、我が国では、これまでに、「販売預託商法」を悪用した大規模な消費者被害が繰り返し発生している（表 14）。

（３）特殊詐欺と「販売預託商法」の被害金額の比較

悪質な「販売預託商法」による被害金額は、特殊詐欺による被害にも比肩し得るほどの規模である（表 15）。

また、過去の同種事案では、より法定刑の重い刑法（明治 40 年法律第 45 号）の詐欺罪（刑法第 246 条）や組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）違反（組織的詐欺、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項第 13 号）で立件されたものもあるが、預託法や特定商取引法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号。以下「出資法」という。）によるものもあり、刑事裁判で認定された被害金額が、報道されている被害総額に比べて非常に低額であることも特徴的である（表 15）。

[15] 第 284 回消費者委員会本会議（平成 30 年８月 31 日開催）

表 14　いわゆる「販売預託商法」等による主な事件

	事件	時期	対象商品	被害者数	被害総額	一人当たりの平均被害金額	スキーム
1	豊田商事事件	昭和 57 年～昭和 60 年	金地金	約 29,000 人	約 2,000 億円	約 690 万円	訪問販売の方法で金地金を販売するとともに、これを同社が5年間預かって運用し、年 10%の運用益を配当。5年後に時価で買い戻すと説明。実際には金地金はほとんど保有していなかった。（契約上は購入物品の預託であるが、金地金は顧客別の特定が不可能。）
2	八葉物流事件	平成 11 年～平成 13 年	健康食品	約 40,000 人	約 500 億円	約 125 万円	マルチ商法の勧誘手法により、購入者が代理店となって健康食品を割引価格で購入するとともに、1割は引渡しを受け、9割は同社に販売委託し、同社が独自の販売ルートで売却することにより販売利益を配当するため、拠出金が2倍になると説明。実際には契約者に引き渡す商品以外は存在しなかった。（契約上は購入物品の預託であるが、健康食品は顧客別の特定が不可能。）
3	近未来通信事件	平成 11 年～平成 18 年	IP電話中継局	約 2,000 人	約 400 億円	約 2,000 万円	国内外に独自のIP電話中継局を設置し、他社の電話網とネットをつないで格安料金でIP通話サービスを展開するとの事業計画により、個人・法人に出資を募り、中継局の通信用サーバーの「オーナー」となれば、電話利用者が支払う利用料から配当が支払われ、2年で資金回収が可能であると説明。実際には 2400 台以上あるとされた中継局が7～9台しか存在しなかった。（契約上は中継局サーバーのオーナーであるが、顧客別の所有権の特定なし。）
4	ふるさと牧場事件	～平成 19 年	和牛	約 5,000 人	約 200 億円	約 400 万円	和牛を販売するとともに、同社に預け、肥育して成牛を売却することで、元本を保証し高配当を行うと説明（和牛オーナー制度）。実際には契約件数に見合う牛を保有していなかった。（100 万円コース、200 万円コースといった契約であり、顧客別の牛の所有者の特定なし。）
5	安愚楽牧場事件	平成 9 年～平成 23 年	子牛	約 73,000 人	約 4,200 億円	約 575 万円	子牛を販売するとともに、同社に預け、肥育して成牛を売却することにより利益を配分すると説明（和牛オーナー制度）。実際には約 10 万頭分のオーナー契約に対し、牛の数は6～7割程度しか存在しなかった。（顧客別の牛の所有者の特定なし。）

6	フラワーライフ事件	平成 19 年～	押し花ブーケ、フラワーアレンジメント	約 2,300 人	約 60 億円	約 260 万円	押し花ブーケ、フラワーアレンジメント等のレンタル商材を顧客に販売するとともに、これを同社が借り上げ、第三者にレンタルすることによりレンタル料を顧客に支払うと説明し、商材を 500 万円で販売し、月額 30 万円で借り受ける契約を締結（ビジネスパートナー契約）。しばらくの間は事業を展開しレンタル料が支払われたが、その後破綻。（契約上は購入物品の預託であるが、レンタル商材は顧客別の特定が不可能。）
7	ジャパンライフ事件	～平成 30 年	磁気治療機器	約 7,000 人	約 2,000 億円	約 2,857 万円	磁気治療機器を販売するとともに、これを同社に預け、同社がレンタル事業を展開することによりレンタル料を支払うと説明（レンタルオーナー制度）。消費者庁が 2016 年 12 月から 2017 年 12 月まで4回にわたり行政処分を行ったが、さらに営業を継続。（契約上は購入物品の預託であるが、磁気治療機器は顧客別の特定が不可能。）
8	ケフィア事業振興会事件	～平成 30 年	干し柿など	約 30,000 人	約 1,000 億円	約 333 万円	買戻特約付売買契約を締結し、一口数万円を出資して形式上消費者が対象商品（干し柿、各種ジュース、ヨーグルトなど）のオーナーとなれば、満期に 10%前後の利息を上乗せして当該対象商品を買い戻すと説明。実際には、新規で集めた資金を満期が来た商品の支払に充てる自転車操業状態であった。（契約上は買戻特約付売買契約であるが、実態は「販売預託商法」であり、対象商品は顧客別の特定が不可能。）

（注）報道等より当委員会作成。

表 15　種類別被害総額比較

オレオレ詐欺（注1）

年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
被害総額	約 155 億円	約 52 億円	約 79 億円	約 107 億円	約 112 億円	約 171 億円	約 175 億円	約 175 億円	約 167 億円	約 208 億円	約 189 億円

架空請求詐欺（注1）

年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
被害総額	約 36 億円	約 32 億円	約 18 億円	約 10 億円	約 30 億円	約 63 億円	約 176 億円	約 188 億円	約 158 億円	約 128 億円	約 138 億円

還付金等詐欺（注1）

年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
被害総額	約 47 億円	約 2 億円	約 1 億円	約 3 億円	約 11 億円	約 17 億円	約 20 億円	約 25 億円	約 43 億円	約 36 億円	約 23 億円

利殖勧誘事犯（資産形成事犯）（注1、注2）

年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
被害総額	約 1,580 億円	不明	不明	約 591 億円	不明	約 306 億円	約 476 億円	約 93 億円	約 389 億円	約 217 億円	不明

いわゆる「販売預託商法」等による主な事件（注3）

年	S57～S60	H11～H13	H11～H18	～H19	H9～H23	H19～	～H30	～H30
事件名称	豊田商事事件	八葉物流事件	近未来通信事件	ふるさと牧場事件	安愚楽牧場事件	フラワーライフ事件	ジャパンライフ事件	ケフィア事業振興会事件
報道等による被害総額	**約 2,000 億円**	**約 500 億円**	**約 400 億円**	**約 200 億円**	**約 4,200 億円**	**約60億円**	**約 2,000 億円**	**約 1,000 億円**
罪名／量刑	**詐欺／懲役 10 年～13 年**	**組織犯罪処罰法違反／懲役 9 年**	**詐欺／懲役 4 年～5 年**	**組織犯罪処罰法違反／懲役 12 年**	**預託法違反／懲役 2 年～2 年 6 月**	**不明**	**特定商取引法違反（捜査中）**	**出資法違反（捜査中）**
刑事裁判による認定被害金額	**約 138 億円**	**約 2 億円**	**－**	**－**	**約 1 億円**	**－**	**－**	**－**

（注１）警察庁「警察白書」等の公表資料掲載データより当委員会作成。
（注２）未公開株、社債、外国通貨の取引等を装って金を集める悪徳商法をいう。
（注３）判決、報道等より当委員会作成。

３　問題点

（１）被害実態

悪質な「販売預託商法」に係る報道等による被害総額は、豊田商事事件で約2,000億円、安愚楽牧場事件で約4,200億円、ジャパンライフ事件で約2,000億円に上る。近時、振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害が数多く発生しているが、悪質な「販売預託商法」による被害は、特殊詐欺による被害にも比肩し得るほどの規模であり、歴史的にみても、豊田商事事件以来、同様の手口による被害が繰り返し発生している（表14、15）。

悪質な「販売預託商法」による被害者の大半は、60歳以上の高齢者である（図７、11）。高齢者は、一般的に若年者に比べて判断能力が低下していくものであり、悪質な事業者は、そうした判断能力の低下や、高齢者が抱える老後の資産の不安等に付け込んで巧みに勧誘し、人生をかけて築き上げた資産を根こそぎ奪い取ろうとする。一方、高齢者の側も、契約締結時には、高い利率による利益還元や、物品等の販売価格相当額での買取り（実質的な元本保証）が約束されるため、小さいリスクで高い利益還元を確実に受けることができるものと誤信し、取引に引き込まれやすい。

また、「販売預託商法」による被害は、配当が支払われている間は顕在化しないため、消費者は自分が被害に遭ったことに気付きにくい。このことは、ジャパンライフ社の事実上の倒産が報道された平成29年12月末になって急激に相談件数が増加したことからもうかがわれる（図６）。そのために、被害が顕在化した段階では、被害規模が甚大であることが多い。

加えて、悪質な「販売預託商法」は、消費者から拠出された金銭を別の消費者の配当に充てており、消費者から拠出される金銭が途絶えること等により、最終的には破綻する仕組みであるため、被害が顕在化した段階では既に事業者の資産は散逸してしまっていることがほとんどであり、破綻後には拠出した資産を取り戻すことを期待できず、被害回復も容易ではない。そのため、被害者は泣き寝入りを強いられる状況にある。また、中には、①自分が被害に遭ったことを周囲に言い出せない、②知人に紹介してしまい、罪の意識に苛まれる、③被害に遭ったことを忘れ、心労を減らしたいと考える、④認知上の問題から状況をよく理解できない等の被害者もいる。高齢者であるがゆえに、失った資産の再構築も難しい。

今後、我が国では、2040年頃に向けて高齢化率が約40%まで高まることが予測されており、独居の高齢者数も増加し続ける見込みである。そのため、悪質な「販売預託商法」による消費者被害への対応は、高齢者の保護、ひいては我が国の社会全体の安心・安全にも直結する課題である。

（２）現行の預託法の限界

「販売預託商法」を規制するために、通商産業省産業構造審議会（流通部会・消費経済部会）（以下「産構審」という。）における審議を経て、昭和61年に預託法が制定された。

もっとも、現在の預託法は、結果的に広く預託取引一般を規律する法律として制定されたため、「販売預託商法」では物品等を販売することから取引が始まる観点は考慮されていない。また、産構審では、悪質な類型の「販売預託商法」については実質的に禁止する効果を置くべきであるとの意見もあったが、当時は産業の発展や、自ら善悪を判断することができる「賢い消費者」を育成する観点が優先され、担当部局の人員の制約等の行政コストにも配慮したことなどから、参入規制は設けず、契約内容をできる限り明らかにするディスクローズを中心とした行為規制が置かれるにとどまった。さらに、預託法では、適用の対象となる物品等を限定する、いわゆる「指定商品制」が導入されており（預託法第２条第１項第１号、第２号）、政令で指定されていない物品等については、法律の適用がない。

こうした規制では、悪質な「販売預託商法」による被害を防ぐことは困難であるとの懸念が制定当初から一部で指摘されていたが、預託法の制定後も同様の手口による大規模な消費者被害が繰り返し発生しており、現時点で、制定当時にも指摘されていた預託法の限界が表面化している状況にあるとも見られる。

（３）他の方法による対処の困難性

悪質な「販売預託商法」に対して適用され得る法律としては、預託法以外にも、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）、出資法、刑法等がある。

ア　金融商品取引法

悪質な「販売預託商法」では、物品等が存在しないため、実質的には事業者が「金銭」の「出資」を受け、配当を行っているに過ぎない。そのため、金融商品取引法における、いわゆる「集団投資スキーム」（金融商品取引法第２条第２項第５号）に係る規制の潜脱行為であるとの見方があり得る[16]。

[16] この点、名古屋地判平成 28 年７月７日（兵庫県弁護士会消費者問題判例検索システム）は、顧客がレンタル商材を被告会社から購入し、その購入代金を被告会社に支払う一方、当該商材を被告会社に貸与して、被告会社からレンタル料を受領するという取引であると説明されていた事案について、顧客が購入する商材が契約時点で具体的に特定されておらず、顧客に対して現実に引き渡されることもないこと、顧客から借り上げた商材の運用実績に関わりなく、レンタル料として当該商材の購入代金を超える確定金額を支払う約定に

金融商品取引法第２条第２項第５号で規定する集団投資スキーム持分とは、

① 出資者から金銭（これに類するものとして政令で定めるもの[17]を含む。）の出資又は拠出を受け

② 当該金銭を充てて事業を行い

③ 当該事業から生ずる収益の配当又は当該事業に係る財産の分配を受けることができる権利であって

④ 所定の除外事由[18]に該当しないもの

をいう。

そして、金融商品取引法は、集団投資スキーム持分を「有価証券」とみなし、金融商品取引業（第２種）の登録対象とするなど、金融商品取引法の適用があるものと定めている。

金融商品取引法では、金融商品取引業については、金融庁長官による登録を受けた者でなければ行うことができないとされており（金融商品取引法第29条）、これに違反した場合、罰則の対象となる（同法第197条の２第10号の４）。

無登録で金融商品取引業を行っている者については、金融庁がその名称を公表するとともに、同者に対する警告書を発する等の措置を講じている。また、金融庁では、無登録で金融商品取引業を行う等の違反者に対して調査を行い（同法第187条）、違反行為の禁止又は停止を命ずるよう裁判所に申立てを行うことができ、裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、そ

なっていること、商材の購入代金の入金口座には、被告会社の全ての売上が入金され、顧客に対するレンタル料その他の被告会社の支払も全て同口座から出金されること等の事実によれば、顧客が支払った購入代金は、被告会社の運営資金に充てられ、被告会社はその運営資金によって商材を自ら調達するのであって、顧客からこれを借り上げるという実態もなく、事業全体から生じた収益の一部をレンタル料の名目で顧客に分配しているものと認められるとして、「本件契約モデルによる取引における顧客の権利は、金商法２条２項５号柱書に規定される、出資した金銭を充てて行う事業から生じる収益の配当を受けることができる権利にほかならない」と判示している。

[17] 金銭に類するものとして、有価証券、為替手形、約束手形のほか、出資等を受けた金銭の全部を充てて取得した競走用馬が規定されている（金融商品取引法施行令第１条の３、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第５条）。

[18] 除外事由としては、出資者全員が自ら出資対象事業に関与しており、出資者を投資者として保護する必要性が低い場合、出資者が出資等された額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがなく、投資としての性格が認められない場合、金融商品取引法の行為規制が準用されている他の法律により出資者の保護が図られている場合等がある（金融商品取引法第２条第２項第５号イ～ニ）。

の行為の禁止又は停止を命ずることができる（同法第192条第１項）。
　そのほか、金融庁は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づき、金融商品取引業者に債務超過等の破産手続開始の原因となる事実があるときは，破産手続開始の申立てをすることができる（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第490条）。

　もっとも、金融商品取引法における集団投資スキームに係る規制は、国民経済の健全な発展、投資者の保護等を目的として、「金銭」の「出資」を一定のルールに基づき規制するものであり、悪質な商法を禁止して取り締まる法制度ではない。また、物品等を販売すると同時に預かり、自ら運用する、又は第三者に貸し出すなどとしながら、実際には当該物品等が存在しない、悪質な事業者による詐欺的な「販売預託商法」では、形式的には物品等が介在していることから、金融商品取引法の集団投資スキームに係る規制には、必ずしも馴染まない。
　したがって、より直截的に、悪質な「販売預託商法」を取り締まる仕組みが必要であるとの見方もある[19]。

イ　出資法
　悪質な「販売預託商法」では、実質的には事業者が元本を保証して金銭の出資を受け、配当を行っている。そのため、出資法における「出資金」（出資法第１条）や「預り金」（同法第２条）に該当する可能性があるともいえる。

　出資法は、金融秩序の維持、一般国民の財産の保護等を目的として、不特定多数の者に対して全額又はそれ以上の払戻しを保証して出資金を集めること（同法第１条）、及び業として預り金をすること（同法第２条）を禁止し、違反した場合には罰則（同法第８条第３項第１号）の対象としている。

　そして、個別事案では、「販売預託商法」において、形式的には物品等が介在していても、事業者が元本を保証して金銭の出資を受け入れている場合に、実際に出資法が適用されている事案も見られる状況である。他方、同様の事案でも、元本保証をしていないこと等により、出資法の要件に当たらない場合もあると考えられる。

[19] 当委員会が調査した限り、関連する裁判例として名古屋地判平成 28 年７月７日（前掲脚注 16）があるが、司法上の判断は現時点で定まっていないものと思われる。

ウ　刑法（詐欺罪）

刑法第246条では、人を欺いて財物を交付させたものは、10年以下の懲役に処することとされている。

悪質な「販売預託商法」は、①物品等を販売すると同時に預かると説明しつつ、実際には物品等が存在しない、②当該物品等を運用する事業の実態がなく、早晩破綻することが明らかであるにもかかわらず、高い利率による利益還元が受けられる、あるいは販売価格と同額での買取りにより元本を保証すると説明して取引に誘引し、金銭を拠出させており、消費者を二重に欺いている。そのため、刑法上の詐欺罪に該当する可能性が高く、豊田商事事件のように、実際に詐欺罪が適用された事案も見られる。

捜査当局による詐欺罪での摘発は、報道等を通じて、その悪質性が世に伝達され、高齢者を含む消費者に対して大きなインパクトを与えるため、取締りの手法としては極めて効果的である。

もっとも、詐欺罪の成立には、

①　欺罔行為
②　欺罔行為に基づく被害者個人の錯誤
③　錯誤に基づく処分行為
④　損害の発生
⑤　①～④の因果関係
⑥　故意

といった構成要件を充足する必要があるところ、特に配当が続いている初期の段階では、これらの構成要件の立証が必ずしも容易ではない。過去の事案においても、事業者の経営が破綻し、新たに顧客から金銭を受け入れても約定どおりの物品等の償還及び配当の支払ができる見込みがないにもかかわらず、そのことを秘匿したうえ、儲かるなどと勧誘を行ったことをもって詐欺罪の構成要件該当性を認める例が多いのが現状である。

このように、悪質な「販売預託商法」について事業者に詐欺罪が成立する可能性が高く、効果は大きいが、こうした詐欺罪による対処には、特に立証面で一定の限界があるとの見方もある。

４　必要な対策

こうした悪質な「販売預託商法」については、消費者庁が、現行の預託法や特定商取引法に基づく行政処分を繰り返し行うことで対処してきたが、同種の被害が発生している状況に鑑み、当委員会は、悪質な「販売預託商法」による被害を根絶するために、消費者庁に対し、物品等の販売から始まる預託取引、及びこれと類似の商法に係る法制度の在り方や、体制強化を含む法執行の在り方について検討を行うことを求める。

第２　悪質な「販売預託商法」事犯に対する執行強化

１　現状等

警察庁では、豊田商事事件を契機として生活経済課が発足し、これに伴い、都道府県警察本部においても、大規模なところでは、生活経済課が設置されるなど、悪質な「販売預託商法」事犯を含む生活経済事犯に対する取締りを行っている。

これまで警察庁においては、悪質な「販売預託商法」事犯を含む生活経済事犯の取締りを推進してきたところであり、こうした悪質な「販売預託商法」事犯に対し、警察庁及び各都道府県警察において、引き続き、積極的な取締りを推進することが必要である。その際には、警察庁と消費者庁、及び各都道府県警察と各都道府県における消費者行政部局が一層の連携強化を図ることが重要である。

具体的には、消費者庁による調査等により、悪質な事業者による犯罪が疑われる場合には、速やかに必要な情報を消費者庁から警察庁に提供すること、地方自治体の相談窓口に寄せられた相談において、悪質な「販売預託商法」事犯の被害が疑われる場合には、相談者の同意を得て、具体的な相談内容や相談者に連絡するために必要な情報を都道府県警察に提供すること等が求められる。

２　必要な対策

警察庁は、悪質な「販売預託商法」事犯に対し、上記第１に基づく立法の措置状況も踏まえつつ、引き続き、積極的な取締りを推進すべきである。

その際、警察庁及び消費者庁は、相互に連携の強化を図るとともに、各都道府県警察と各都道府県における消費者行政部局との一層の連携の強化を推奨すべきである。

第３　消費者への情報提供及び消費者教育

１　現状等

「販売預託商法」は投資性のある取引であるが、物品等を念頭に置いて説明されるため、消費者が安全性の高い取引であると思い込みやすい。また、悪質な「販売預託商法」では、契約上、高い利率での利益還元が約束されることや、最終的に物品等の販売価格相当額での買取り（実質的な元本保証）が約束されるため、消費者は小さいリスクで高い利益還元を受けることができるものと誤信しやすい。そのため、悪質な「販売預託商法」に係る消費者被害の発生・拡大を防止するためには、消費者に対し、当該取引の仕組みや内在するリスクを適正に評価し、判断するために十分な情報が提供されなければならない[20]。

また、消費者が、「販売預託商法」に関する留意点や、詐欺などの消費者被害に遭わないための知識を身に付け、適切な選択をすることができるようにするためにも、消費者庁は、情報提供及び消費者教育を積極的に推進していくことが必要である。とりわけ高齢者は、一般的に、若年者に比べて判断能力が低下していくものであり、特にこうした高齢者等の社会的弱者における被害の発生・拡大防止に向けて、適切な情報提供及び消費者教育を行うことが求められる。

その際、消費者庁は、警察庁、国民生活センターに加え、地方公共団体や高齢者の見守りを行う関係団体、さらには報道機関等から適切な協力を得て、被害の発生・拡大防止に向けた取組を充実させ、効果的・継続的に取り組んでいく必要がある。

２　必要な対策

消費者庁は、警察庁、国民生活センターその他の関係団体の協力を得て、「販売預託商法」の仕組みや内在するリスク、悪質な「販売預託商法」を行う事業者の勧誘の手口等に関する情報を提供すること、消費者教育を実施すること等により、消費者への注意喚起を積極的に推進すべきである。

以　上

---

[20] これまでにも、「販売預託商法」に関する情報提供等として、報道発表等による悪質な「販売預託商法」又は類似の事案に関する注意喚起（消費者庁）、ジャパンライフ社に関する消費生活相談とその結果の公表（国民生活センター）、ホームページ上等での悪質商法に関する注意喚起（警察庁）などが実施されている。